

開発行為を伴う国有林野事業の実施上の取扱いについて

〔昭和 49 年 10 月 31 日付け 49 林野計第 483 号
林野庁長官から各営林局長宛て
〔最終改正〕令和 5 年 4 月 20 日付け 4 林国経第 120 号〕

国民生活の安定及び地域社会の健全な発展にとって森林の果たす役割が重要となっていることにかんがみ、森林の有する多角的機能の高度発揮を図る観点から、森林の土地の適正な利用を確保するため、「森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律（昭和 49 年法律第 39 号）」により開発行為の許可制が導入されることとなった。

開発行為の許可制においては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条の規定に基づく地域森林計画の対象となっている民有林（森林法第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林並びに森林法第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）について、昭和 49 年 10 月 31 日以降開発行為をしようとする者は、森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならないことになっている。

国有林については、国の管理権限に基づいて適正な管理経営が確保され、開発行為の許可制の趣旨が徹底され得ることから、開発行為の許可制の対象森林にはされていない。

以上の趣旨にかんがみ、今後の国有林野事業の実施に伴う開発行為については、民有林における場合の模範となり得るよう本制度の趣旨に沿って行うものとし、特に下記事項に留意の上適切に措置し遺憾のないようにされたい。

記

1 国有林野（相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和 3 年法律第 25 号）第 12 条第 1 項の規定により農林水産大臣が管理する土地のうち主に森林として利用されているものを含む。以下同じ。）内において国自ら開発行為を伴う事業を行う場合は開発行為の許可制の趣旨に沿って実施することは言うまでもなく、国以外の者に開発行為の実施を目的として貸付、使用をさせる場合又は国以外の者に開発行為を前提とした事業を目的として譲渡をする場合にも開発許可制の趣旨に沿って条件を付する等必要な措置を講じるものとし、いやしくも森林法の施行につき指導監督の責務を有する林野庁として批判を受けることのないよう十分配慮するものとする。

2 特に開発行為を伴う各種事業の計画の作成及びその承認に当たっては民有林に係る都道府県知事に対する次に掲げる通達（都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見聴取に係る規定を除く。）に準じて取り扱うものとする。

また、開発行為を伴う国有林野事業を実施する場合、国有林野内において国以外の者に開発行為の実施を目的とした貸付、使用をさせる場合又は国以外の者に開発行為を前提とした事業を目的として譲渡をする場合には、当該開発行為を行おうとする森林の土

地を管轄する市町村の長及び当該開発行為によって直接影響を受けると見込まれる市町村の長の意見を聴くなどにより、関係市町村長の意向を把握するものとする。

- (1) 開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整
治第 2396 号農林水産事務次官依命通知）
- (2) 開発行為の許可基準等の運用について（令和 4 年 11 月 15 日付け 4 林整治第 1188
号林野庁長官通知）
- (3) 宅地造成事業に係る開発行為の審査等について（昭和 49 年 10 月 31 日付け 49 林野
治第 2524 号林野庁長官通達）

- 3 国有林野内の開発行為で他省庁実施に係るもの又は法令等に基づくものについては事前に関係省庁と密接な連携を図り、その制度の趣旨に沿って調整を図るものとする。
- 4 民有林内において開発行為を伴う国有林野事業を実施しようとする場合は、この制度の趣旨に沿い、事前に都道府県と連絡調整を行い、適正な事業の実施を図るものとする。
- 5 開発行為を伴う国有林野の管理処分について国有林野管理審議会の意見を聴く場合には、民有林における開発許可の要件からみた当該開発行為の妥当性について審議するものとする。